

令和4年11月30日

大阪府教育長 様

学校法人 八洲学園  
理事長 和田 公人

学則変更認可申請書

このたび、八洲学園高等学校の学則を変更したいので、学校教育法第4条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第5条第2項の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

- (1)別表1に面接指導等実施施設、学習等支援施設の情報を掲載
- (2)(1)の変更に伴う、表番号の変更、文言の変更
- (3)(1)の変更に伴う、募集区域の変更
- (4)入学登録料の出願後納入変更に伴う変更
- (5)クラス名変更に伴う別表4の文言変更

2 変更理由

- (1)高等学校通信教育規程改正に伴い面接指導等実施施設、学習等支援施設情報の学則表記が必要になった為
- (2)学費納入手続き、クラス名が変更になった為

3 変更年月日 大阪府教育長認可の日

4 新旧の比較対照表

新旧の比較対照表	
変更前	変更後
第1条 本校は単位制・通信制の高等学校として (略)	第1条 <u>八洲学園高等学校</u> は単位制・通信制の高等学校として (略)
第2条 本校は八洲学園高等学校と称する。	第2条 <u>校名は八洲学園高等学校</u> と称する。
第3条 本校は大阪府堺市西区 (略)	第3条 <u>八洲学園高等学校</u> 本校は大阪府堺市西区 (略)
第4条 本校に入学できる生徒は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県・ <u>沖縄県</u> に居住する者とする。	第4条 <u>八洲学園高等学校</u> に入学できる生徒は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県に居住する者とする。
(協力校、技能連携校)	(面接指導等実施施設、学習等支援施設)
第5条 <u>下記の高等学校を協力校とする。</u> <u>八洲学園大学国際高等学校(沖縄県)</u>	第5条 <u>八洲学園高等学校の「面接指導等実施施設、学習等支援施設」は別表1に定めるとおりとする。</u>
<u>下記の技能教育施設を技能連携校とする。</u> <u>やしま学園高等専修学校(大阪府)</u> <u>美芸学園高等専修学校(奈良県)</u> <u>大阪美容専門学校(大阪府)</u> <u>エコーペットビジネス総合学院(兵庫県)</u> <u>神戸女子洋裁専門学校(兵庫県)</u> <u>日本高等美容専門学校(兵庫県)</u>	

三宮みのり高等部(兵庫県)

町田みのり高等部(東京都)

静岡高等学園(静岡県)

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第6条 本校の課程・学科・修業年限は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限
単位制・通信制	普通科	3年

定 員		
(本校)2,280名	(大阪中央分校)220名	(横浜分校)500名

第3章 入学・卒業の時期・学期・休業日・職員組織

第7条 本校は毎月1日ごとに入学

(略)

第9条 本校の休業日は次のとおりとする。

- 1 冬期休業日 12月29日から翌年1月7日まで
- 2 開校記念日 6月1日
- 3 夏期休業日 8月10日より8月19日まで

第10条 本校次の教職員を置く。

- 1 校 長 1名
- 2 教頭(専任) 1名
- 3 教諭(専任) 15名以上
- 4 講師(兼任) 11名以上
- 5 講師(非常勤) 若干名
- 6 事務員(専任) 9名以上
- 7 校務員(専任) 1名以上
- 8 校医・薬剤師 3名

第11条 教育課程は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

第12条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導を行う。各教科・科目の添削指導回数は、別表1に定めるとおりとする。

第15条 本校に入学できる者は次のとおりとする。

(略)

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第6条 八洲学園高等学校の課程・学科・修業年限・収容定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限
単位制・通信制	普通科	3年

収容定員		
(本校)2,280名	(大阪中央校)220名	(横浜分校)500名

第3章 入学・卒業の時期、学期、休業日、職員組織

第7条 八洲学園高等学校は毎月1日ごとに入学

(略)

第9条 八洲学園高等学校の休業日は次のとおりとする。

- 1 冬期休業日 12月29日から翌年1月7日まで
- 2 開校記念日 6月1日
- 3 夏期休業日 8月期間中休日祝日を含む10日間

第10条 八洲学園高等学校の教職員は、校長、教頭、教諭、講師、事務員、校務員、校医・薬剤師をもって組織する。

第11条 教育課程は、別表2及び別表3に定めるとおりとする。

第12条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導を行う。各教科・科目の添削指導回数は、別表2に定めるとおりとする。

第15条 八洲学園高等学校に入学できる者は次のとおりとする。

(略)

第16条 本校に入学しようとする者は、所定の入学願書に必要事項を記載し、中学校の卒業証明書または卒業見込み証明書に入学登録料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 入学の登録は、入学願書により行う。

3 入学を許可したときは、出身中学校長に入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に、校納金を添えて入学手続をとらなければならない。

第17条 他の高等学校より転入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する転入学に関する照会状・成績及び単位修得証明書に、入学願書・入学登録料を添えて申し込まなければならない。

2 転入学の登録は、前項の書類により行う。

3 転入学を許可したときは、当該高等学校長に転入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 転入学を許可された者は、転入学許可の日から1週間以内に校納金を添えて転入学手続をとらなければならない。

第18条 前に在学していた高等学校より編入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書に、入学願書・入学登録料を添えて申し込まなければならない。

2 編入学の登録は、前項の書類により行う。

3 編入学を許可したときは、当該高等学校長に編入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 編入学を許可された者は、編入学許可の日から1週間以内に校納金を添えて編入学手続をとらなければならない。

第28条 本校において履修した各教科・科目以外  
(略)

第29条 下記の各号の要件を満たしたときは卒業を認定し、別表4に定める卒業証書を授与する。

(1) 別表1に定める本校教育課程により、

(略)

第9章 入学登録料、入学金、授業料、その他

第16条 八洲学園高等学校に入学しようとする者は、所定の入学願書に必要事項を記載し、中学校の卒業証明書または卒業見込み証明書を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 入学の登録は、入学願書により行う。

3 入学を許可したときは、出身中学校長に入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 入学を許可された者は、入学許可の日から八洲学園高等学校の別で定める指定期日以内に、校納金を添えて入学手続をとらなければならない。

第17条 他の高等学校より転入学しようとする者は、入学願書に当該高等学校長の発行する転入学に関する照会状・成績及び単位修得証明書を添えて申し込まなければならない。

2 転入学の登録は、前項の書類により行う。

3 転入学を許可したときは、当該高等学校長に転入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 転入学を許可された者は、転入学許可の日から八洲学園高等学校の別で定める指定期日以内に校納金を添えて転入学手続をとらなければならない。

第18条 前に在学していた高等学校より編入学しようとする者は、入学願書に当該高等学校長の発行する成績及び単位修得証明書を添えて申し込まなければならない。

2 編入学の登録は、前項の書類により行う。

3 編入学を許可したときは、当該高等学校長に編入学許可通知書を送付し、生徒指導要録の写し・健康診断票の送付を受けるものとする。

4 編入学を許可された者は、編入学許可の日から八洲学園高等学校の別で定める指定期日以内に校納金を添えて編入学手続をとらなければならない。

第28条 八洲学園高等学校において履修した各教科・科目以外  
(略)

第29条 下記の各号の要件を満たしたときは卒業を認定し、別表5に定める卒業証書を授与する。

(1) 別表2および別表3に定める八洲学園高等学校教育課程により、

(略)

第9章 入学登録料・入学金・授業料、その他

<p>(入学登録料、入学金、授業料)</p> <p>第33条 <u>本校</u>の入学登録料、授業料等は別表3のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>教育課程</p> <p>[履修要領]</p> <p>1. 必履修の各教科・科目を含め、各教科に属する科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、74単位以上とし、それぞれ履修し、修得しなければならない。</p> <p>ただし、履修できる単位数は、1年次生では66単位以内、2年次生では既修得単位を通算して70単位以内とする。</p> <p>2. I・IIのある各教科・科目については、Iを履修しなければIIを履修することはできない。</p> <p>3. 他の高等学校において履修し、修得済みの各教科・科目をもって、<u>本校</u>での履修・修得に替えることができる。</p> <p>4. 以上は、学則第26条及び第27条により、<u>本校</u>において履修・修得したものとみなされる各教科・科目を含むものとする。</p> <p>5. 他の高等学校での在学期間を通算し、履修期間は3年以上とする。</p> <p>別表1</p> <p>別表2</p> <p>別表3</p> <p>別表4</p> <p>別表3</p> <p>(6)クラス費・施設料</p> <p>ベーシックサポートクラス</p> <p>マイスタイルサポートクラス</p> <p>(略)</p>	<p>(入学登録料・入学金・授業料)</p> <p>第33条 <u>八洲学園高等学校</u>の入学登録料、授業料等は別表4のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>25 本学則は大阪府教育長認可日(令和4年 月 日)より施行する</u></p> <p>教育課程</p> <p>[履修要領]</p> <p>1. 必履修の各教科・科目を含め、各教科に属する科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、74単位以上とし、それぞれ履修し、修得しなければならない。</p> <p>ただし、履修できる単位数は、1年次生では66単位以内、2年次生では既修得単位を通算して70単位以内とする。</p> <p>2. I・IIのある各教科・科目については、Iを履修しなければIIを履修することはできない。</p> <p>3. 他の高等学校において履修し、修得済みの各教科・科目をもって、<u>八洲学園高等学校</u>での履修・修得に替えることができる。</p> <p>4. 以上は、学則第26条及び第27条により、<u>八洲学園高等学校</u>において履修・修得したものとみなされる各教科・科目を含むものとする。</p> <p>5. 他の高等学校での在学期間を通算し、履修期間は3年以上とする。</p> <p>別表1 新設</p> <p>別表2 ※表番号(別表1から別表2)変更</p> <p>別表3 ※表番号(別表2から別表3)変更</p> <p>別表4 ※表番号(別表3から別表4)変更</p> <p>別表5 ※表番号(別表4から別表5)変更</p> <p>別表4 ※表番号(別表3から別表4)変更</p> <p>(6)クラス費・施設料</p> <p>ベーシッククラス</p> <p>マイスタイルクラス</p> <p>(略)</p>
--	--

5 新旧学則

別紙の通り

6 理事会・評議員会議事録

別紙の通り

以上